毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
編集　総務部
　　行政局
　　文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次

ページ

規　　則

○北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則……（医務薬務課）　135
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
……（食品衛生課）　140
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……（障がい者保健福祉課）　141
○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……（障がい者保健福祉課）　141
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……（産業振興課）　141
○農業保険法施行細則の一部を改正する規則……（農業経営課）　142
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……（住宅課）　142
○北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……（調達課）　142

告　　示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（循環型社会推進課課）　143
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　144
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　145
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　145
○道路の供用の開始……（維持管理防災課）　145
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……（維持管理防災課）　145
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）　146
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）　146
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……（維持管理防災課）　148
○河川予定地の指定の一部改正……（維持管理防災課）　148
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（調達課）　148

公　　表

○高潮浸水想定区域の指定……（維持管理防災課）　149

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（４件）……　149

道企業管理規程

○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……　151
○北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程……　152

道病院事業管理規程

○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程……　153

道監査委員告示

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……　153

道監査委員公表

○令和３年度に係る随時監査（工事）の結果に対する措置状況の公表……　154

道公安委員会規則

○北海道公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則……　154
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……　154

道警察本部告示

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程……　155
○特定調達契約に係る落札者等の公示……　164

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　165

規　　則

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第12号

北海道立旭川高等看護学院学則等の一部を改正する規則

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

第１条　北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項に次のただし書を加える。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第５条第３号を削る。

第14条第３項ただし書を次のように改める。

　ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第14条第４項に次のただし書を加える。

　ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第18条第３項第２号中「第39条第１号」を「第40条第２項第１号」に改める。

別表その２中「ウイメンズヘルス」を「ウィメンズヘルスケア」に、

「

	新生児・乳幼児の成長発達	1
	母子健康論	1

」

を

「

	母子の健康科学	1

」

に、

「

	新生児期・乳幼児期の助産診断・技術学	1
	ライフサイクル期の助産診断・技術学	1

」

を

「

	新生児期の助産診断・技術学	1

」

に、

「

地域母子保健学	1

」を「

地域母子保健学	2

」に、

「

ハイリスク実習	1	に学生１人につき10回程度行う。取り扱う分娩は、原則として、正期産、経膣分娩及び頭位単胎とし、分娩第１期から第３期終了より２時間までとする。
ライフサイクル期実習	1	
地域母子保健学実習	2	
助産管理学実習	1	

」

を

「

ライフサイクル期実習	1	に学生１人につき10回程度行う。取り扱う分娩は、原則として、正期産、経膣分娩及び頭位単胎とし、分娩第１期から第３期終了より２時間までとする。
地域母子保健学実習	2	
助産管理学実習	1	

」

に、「37」を「35」に改め、同表その３を次のように改める。

（その３）

看　護　学　科　教　育　課　程

区　　分		授業科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1
	人間と生活・社会の理解	哲学	1
		心理学	1
		教育学	1
		リフレクション	1
		文化人類学	1
		社会学	1
		生活環境論	1
		人間関係論Ⅰ	1
		人間関係論Ⅱ	1
		情報科学	1
		英語	1
		健康と運動Ⅰ	1
		健康と運動Ⅱ	1
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	2
		生理学	2
		生化学	1
		栄養学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1
		微生物学	1
		病理学	1
		病態学Ⅰ	1
		病態学Ⅱ	1
		病態学Ⅲ	1
		病態学Ⅳ	1

		病態学Ⅴ	1
		病態学Ⅵ	1
		治療論	1
	健康支援と社会保障制度	社会福祉論	1
		生命倫理	1
		看護と法規	1
		家族看護論	1
		公衆衛生学	1
		現代医療論	1
専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1
		看護学概論Ⅱ	1
		生活環境調整技術	1
		感染予防技術	1
		食事・排せつの援助技術	1
		活動・休息の援助技術	1
		清潔・衣生活の援助技術	1
		フィジカルアセスメント技術	1
		コミュニケーション技術	1
		看護過程	1
		診療補助技術	1
		臨床看護総論	1
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1
	成人看護学	成人看護学概論	1
		成人看護学援助論Ⅰ	1
		成人看護学援助論Ⅱ	1
		成人看護学援助論Ⅲ	1
		成人看護学援助論Ⅳ	1
		成人看護学援助論Ⅴ	1
	老年看護学	老年看護学概論	1
		老年看護学援助論Ⅰ	1
		老年看護学援助論Ⅱ	1
		老年看護学援助論Ⅲ	1
	小児看護学	小児看護学概論	1
		小児看護学援助論Ⅰ	1
		小児看護学援助論Ⅱ	2
	母性看護学	母性看護学概論	1
		母性看護学援助論Ⅰ	1
		母性看護学援助論Ⅱ	1
		母性看護学援助論Ⅲ	1
	精神看護学	精神看護学概論	1
		精神看護学援助論Ⅰ	1
		精神看護学援助論Ⅱ	1
		精神看護学援助論Ⅲ	1
	看護の統合と実践	医療安全	1
		災害看護・国際看護	1
		看護管理	1
		統合と実践	1
		看護研究	1
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ 1
			基礎看護学実習Ⅱ 2
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ 2
			地域・在宅看護論実習Ⅱ 2
		成人看護学 老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ 2
			成人・老年看護学実習Ⅱ 2
			成人・老年看護学実習Ⅲ 2
			成人・老年看護学実習Ⅳ 2
		小児看護学	小児看護学実習Ⅰ 1
			小児看護学実習Ⅱ 1
		母性看護学	母性看護学実習 2
		精神看護学	精神看護学実習 2
		看護の統合と実践	統合実習 2
合　　計			104

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第２条　北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項に次のただし書を加える。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第５条第３号を削る。

第14条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第14条第４項に次のただし書を加える。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第18条第３項第２号中「第39条第１号」を「第40条第２項第１号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

区分		授業科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	1
		哲学	1
		文章構成法	1
		論理学	1
	人間と生活・社会の理解	心理学	1
		教育学	1
		文学	1
		人間関係論	1
		生命倫理	1
		保健体育	1
		健康と環境	1
		英語	1
		異国生活と文化	1
		社会学	1
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		解剖生理学Ⅲ	1
		生化学	1
		栄養学	1
		臨床物理学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1
		微生物学	1
		病理学	1
		病気の成り立ちと生活Ⅰ	1
		病気の成り立ちと生活Ⅱ	1
		健康障害と治療Ⅰ	1
		健康障害と治療Ⅱ	1
		健康障害と治療Ⅲ	1
		臨床推論	1
		臨床心理学	1
	健康支援と社会保障制度	社会福祉	2
		関係法規	2
		公衆衛生学	1
		医療概論	1
専門分野	基礎看護学	看護学概論	2
		基礎看護学技術論Ⅰ	1
		基礎看護学技術論Ⅱ	1
		基礎看護学技術論Ⅲ	1
		基礎看護学技術論Ⅳ	1
		基礎看護学技術論Ⅴ	1
		基礎看護学技術論Ⅵ	1
		基礎看護学技術論Ⅶ	1
		基礎看護学技術論Ⅷ	1
		看護研究	1
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1
		地域・在宅看護概論Ⅲ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1
	成人看護学	成人看護学概論	1
		成人看護学援助論Ⅰ	1
		成人看護学援助論Ⅱ	1
		成人看護学援助論Ⅲ	1
		成人看護学援助論Ⅳ	1
		成人看護学援助論Ⅴ	1
	老年看護学	老年看護学概論Ⅰ	1
		老年看護学概論Ⅱ	1
		老年看護学援助論Ⅰ	1
		老年看護学援助論Ⅱ	1
	小児看護学	小児看護学概論Ⅰ	1
		小児看護学概論Ⅱ	1
		小児看護学援助論Ⅰ	1
		小児看護学援助論Ⅱ	1
	母性看護学	母性看護学概論	1
		母性看護学援助論Ⅰ	1
		母性看護学援助論Ⅱ	1
		母性看護学援助論Ⅲ	1
	精神看護学	精神看護学概論Ⅰ	1
		精神看護学概論Ⅱ	1
		精神看護学援助論Ⅰ	1
		精神看護学援助論Ⅱ	1
	看護の統合と実践	医療安全Ⅰ	1
		医療安全Ⅱ	1
		災害看護と国際協力	1
		看護管理	1
		看護倫理	1
		統合技術	1
	臨地実習　基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1
		基礎看護学実習Ⅱ	2
	臨地実習　地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1

			地域・在宅看護論実習Ⅱ	2
		成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2
			成人看護学実習Ⅱ	2
			成人看護学実習Ⅲ	2
		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	1
			老年看護学実習Ⅱ	2
		小児看護学	小児看護学実習Ⅰ	1
			小児看護学実習Ⅱ	1
		母性看護学	母性看護学実習	2
		精神看護学	精神看護学実習	2
		看護の統合と実践	統合実習	2
合　　計				104

（北海道立江差高等看護学院学則の一部改正）

第３条　北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項に次のただし書を加える。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第６条第３号を削る。

第15条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第15条第４項に次のただし書を加える。

ただし、学院長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第19条第３項第２号中「第39条第１号」を「第40条第２項第１号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

区　　分		授業科目	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1
		教育学	1
		哲学	1
		情報科学	1
		環境学	1
		基礎科学	1
	人間と生活・社会の理解	心理学	1
		人間関係論	1
		社会学	1
		文化人類学	1
		倫理学	1
		英語	1
		健康とスポーツ	1
		江差の文化と伝統芸能	1
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		解剖生理学Ⅲ	1
		解剖生理学Ⅳ	1
		解剖生理学Ⅴ	1
		生化学	1
		栄養学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1
		微生物学	1
		病理学	1
		疾病・治療論Ⅰ	1
		疾病・治療論Ⅱ	1
		疾病・治療論Ⅲ	1
		疾病・治療論Ⅳ	1
		疾病・治療論Ⅴ	1
		疾病・治療論Ⅵ	1
	健康支援と社会保障制度	健康と生活	1
		医療概論	1
		社会福祉論	1
		関係法規	1
		公衆衛生学	1
		医療社会学	1
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1
		看護過程	1
		フィジカルアセスメント	1
		看護研究	1
		看護方法Ⅰ	1
		看護方法Ⅱ	1
		看護方法Ⅲ	1
		看護方法Ⅳ	1
		看護方法Ⅴ	1
		看護方法Ⅵ	1
		看護方法Ⅶ	1
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ	1
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1
		地域・在宅看護方法Ⅰ	1
		地域・在宅看護方法Ⅱ	1
		地域・在宅看護方法Ⅲ	1

			地域・在宅看護方法Ⅳ	1
	成人看護学		成人看護学概論	1
			成人看護方法Ⅰ	1
			成人看護方法Ⅱ	1
			成人看護方法Ⅲ	1
			成人看護方法Ⅳ	1
			成人看護方法Ⅴ	1
	老年看護学		老年看護学概論	1
			老年看護方法Ⅰ	1
			老年看護方法Ⅱ	1
			老年看護方法Ⅲ	1
	小児看護学		小児看護学概論	1
			小児看護方法Ⅰ	1
			小児看護方法Ⅱ	1
			小児看護方法Ⅲ	1
	母性看護学		母性看護学概論	1
			母性看護方法Ⅰ	1
			母性看護方法Ⅱ	1
			母性看護方法Ⅲ	1
	精神看護学		精神看護学概論	1
			精神看護方法Ⅰ	1
			精神看護方法Ⅱ	1
			精神看護方法Ⅲ	1
	看護の統合と実践		医療安全	1
			看護管理	1
			災害看護	1
			臨床看護の実践	1
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1
			基礎看護学実習Ⅱ	2
		地域・在宅看護論	人と生活を知る実習	2
			地域・在宅看護論実習	2
		成人看護学 老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ	2
			成人・老年看護学実習Ⅱ	2
			成人・老年看護学実習Ⅲ	2
			成人・老年看護学実習Ⅳ	2
		小児看護学	小児看護学実習	2
		母性看護学	母性看護学実習	2
		精神看護学	精神看護学実習	2
		看護の統合と実践	統合実習	2
合　　計				102

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和４年３月31日において現に北海道立旭川高等看護学院の助産学科又は看護学科に在学している者の教育課程については、第１条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則別表その２及びその３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　令和４年３月31日において現に北海道立紋別高等看護学院に在学している者の教育課程については、第２条の規定による改正後の北海道立紋別高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　令和４年３月31日において現に北海道立江差高等看護学院に在学している者の教育課程については、第３条の規定による改正後の北海道立江差高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第13号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式末尾欄外注１に次の１事項を加える。

⑾　建築物環境衛生管理技術者が同時に２以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第５条第２項の規定による確認の結果（同条第４項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し

別記第２号様式その１末尾欄外注１に次の１事項を加える。

⑹　建築物環境衛生管理技術者の変更の場合であって、当該建築物環境衛生管理技術者が同時に２以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるとき（既に届け出ている建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなったときを含む。）にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第５条第２項の規定による確認の結果（同条第４項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第14号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第１条　北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第10条第１項」に改める。

第４条第２項第３号及び第16条第５項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に改める。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第２条　北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第20条の２第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第10条第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第15号

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第１条　北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年北海道規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和４年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和４年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第16号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の事項の表８の項中「動ひずみ測定器」を「動ひずみ測定システム」に、

「2,700円」を「3,500円」に、「230円」を「350円」に改め、同表中100の項を削り、101の項を100の項とし、102の項から114の項までを１項ずつ繰り上げ、同表115の項中「細胞操作装置（遺伝子増幅装置）」を「ＤＮＡ増幅装置」に、「5,050円」を「2,800円」に、「110円」を「160円」に改め、同項を同表114の項とし、同表中116の項を115の項とし、117の項から141の項までを１項ずつ繰り上げ、142の項を141の項とし、同項の次に次のように加える。

142　食品用バンドソー	2,700円	230円

別表第１の１の事項の表173の項中「4,150円」を「2,950円」に、「350円」を「470円」に改め、同表187の項中「走査型電子顕微鏡（電界放射型）」を「電界放射型走査電子顕微鏡」に、「8,600円」を「7,800円」に、「3,150円」を「4,100円」に改め、同表中222の項を223の項とし、197の項から221の項までを１項ずつ繰り下げ、196の項の次に次のように加える。

197　自動研磨機	3,800円	1,350円

別表第２の１の事項の表30の項中「走査型電子顕微鏡観察（電界放射型）」を「走査電子顕微鏡観察（電界放射型）」に、「19,100円」を「5,150円」に、「4,300円」を「2,050円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の承認の申請がされた施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に申込みがされた試験に係る手数料については、なお従前の例による。

農業保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第17号

農業保険法施行細則の一部を改正する規則

農業保険法施行細則（昭和34年北海道規則第８号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

附則第２項中「総合振興局長又は振興局長」を「知事」に改める。

附則別記様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改める。

別記第１号様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改め、同様式の添付書類の５の事項中「書面」を「書類」に改める。

別記第４号様式から別記第６号様式までの規定中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改める。

別記第７号様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改め、同様式の添付書類の１の事項及び11の事項から14の事項までの規定中「書面」を「書類」に改め、同様式の添付書類の15の事項中「事業規程事業計画及び合併契約書」を「事業規程及び事業計画書並びに合併契約書の謄本」に、「書面」を「書類」に改め、同様式の注の事項中「書面」を「書類」に改める。

別記第８号様式から別記第10号様式まで及び別記第12号様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第18号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成９年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表道公営住宅の部岩見沢市の項中「589」を「572」に改め、同部札幌市の項中「5,186」を「5,135」に改め、同部室蘭市の項中「601」を「581」に改め、同部苫小牧市の項中「818」を「833」に改め、同部旭川市の項中「1,253」を「1,189」に改め、同部北見市の項中「543」を「511」に改め、別表第１の２の表駐車場の部岩見沢市の項中「417」を「400」に改め、同部札幌市の項中「3,850」を「3,799」に改め、同部室蘭市の項中「230」を「260」に改め、同部苫小牧市の項中「525」を「540」に改め、同部北見市の項中「460」を「428」に改める。

別表第４室蘭市の部に次のように加える。

白鳥台５丁目団地駐車場	3,060円

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道規則第19号

北海道収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３条第２項の規定による証紙の形式及び第８条の規定による証紙による徴収手続、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱い」を「の施行」に改める。

第５条を削り、第４条を第５条とし、第３条を第４条とする。

第２条中「第３条」を「第４条第２項」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（証紙による納付の特例に係る電子情報処理組織及び申請等）

第２条　条例第３条第１号の規則で定める電子情報処理組織は、道の機関の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第４条第１項に規定する技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

２　条例第３条第２号の規則で定める申請等は、知事が定める使用料及び手数料に係る申請等とする。

第６条及び第16条第１項中「第５条第１項」を「第６条第１項」に改める。

第19条第１項中「第７条ただし書」を「第８条ただし書」に改める。

別表中「第２条」を「第３条」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

告　　示

北海道告示第214号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第１項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　指定番号　第398号

(2)　指定の区域　幕別町字豊岡５番123、５番124（以上２筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の２第１号

2(1)　指定番号　第399号

(2)　指定の区域　江別市角山425番１、425番３、425番５、425番６（以上４筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第１号

3(1)　指定番号　第400号

(2)　指定の区域　江別市角山425番２、484番１、484番３、484番４（以上４筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

4(1)　指定番号　第401号

(2)　指定の区域　江別市角山197番１、197番６、197番９、197番11、197番14、197番15、197番18、197番19、197番20、198番１、198番２、198番３、198番４、198番５、198番６、198番７（以上16筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

5(1)　指定番号　第402号

(2)　指定の区域　江別市角山202番４、202番５、202番163（以上３筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

6(1)　指定番号　第403号

(2)　指定の区域　江別市角山202番９、202番10、202番164（以上３筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3)　埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

7(1)　指定番号　第404号

(2)　指定の区域　江別市角山199番１、199番２、199番６、199番７、200番１、201番１（以上６筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

8(1) 指定番号　第405号

(2) 指定の区域　江別市角山199番２（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第３号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第１号

9(1) 指定番号　第406号

(2) 指定の区域　江別市角山192番１、192番２、192番３、192番４、193番１、193番２（以上６筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

10(1) 指定番号　第407号

(2) 指定の区域　江別市角山199番１、199番２、199番６、199番７（以上４筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

11(1) 指定番号　第408号

(2) 指定の区域　江別市角山192番１、192番２、193番１（以上３筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

12(1) 指定番号　第409号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

13(1) 指定番号　第410号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

14(1) 指定番号　第411号

(2) 指定の区域　江別市角山192番２、192番３、192番４（以上３筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

15(1) 指定番号　第412号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３、195番１、195番２（以上３筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

16(1) 指定番号　第413号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３、194番３、194番４、195番１、195番２、196番１、196番２（以上７筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

17(1) 指定番号　第414号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３、189番15（以上２筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

18(1) 指定番号　第415号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３、189番１、189番５、189番15、189番17、189番19（以上６筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第２号

19(1) 指定番号　第416号

(2) 指定の区域　江別市角山192番３、194番３、194番４、194番５、194番７（以上５筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第１号

20(1) 指定番号　第417号

(2) 指定の区域　江別市角山192番２、192番３、192番４、194番１、194番２、194番５、194番６、194番７、194番８、197番４、197番17（以上11筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

(3) 埋立地の区分　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の２第１号

（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課、十勝総合振興局保健環境部環境生活課及び石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　保安林予定森林の所在場所　　勇払郡厚真町字東和159の１（次の図に示す部分に限る。）
2　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備
3　指　定　施　業　要　件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　保安林の所在場所　　枝幸郡枝幸町乙忠部6046地先・6046・6047（以上１筆地先２筆について次の図に示す部分に限る。）
2　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備
3　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第217号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　保安林予定森林の所在場所　　釧路郡釧路町字別保322の１（次の図に示す部分に限る。）
2　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備
3　指　定　施　業　要　件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して２週間、一般の縦覧に供する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　美深中頓別線	枝幸郡枝幸町歌登辺毛内3520番１地先から 同郡枝幸町歌登辺毛内1693番１地先まで	令和４年３月29日
道道　メナシベツ豊富線	天塩郡豊富町字メナシベツ8583番２地先から 同郡豊富町字メナシベツ4739番７地先まで	同
道道　抜海兜沼停車場線	稚内市大字抜海村字上ユーチ原野1169番１地先から 同市大字抜海村字上ユーチ原野1205番１地先まで	同
道道　利尻富士利尻線	利尻郡利尻町沓形字日出町46番１地先（河川敷地）から 同郡利尻町沓形字日出町61番１地先まで	同

北海道告示第219号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　河　川　の　名　称　　二級河川紋別川水系紋別川
2　廃川敷地等が生じた年月日　　令和４年３月29日
3　廃川敷地等の位置　　（左岸）広尾郡大樹字開進84番１地先、同118番地先、同254番１地先、同221番１地先、同212番１地先及び同220番１地先
4　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　16,166.63㎡

北海道告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
津村の沢川（Ⅰ－24－0900）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字伏木戸町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
海岸沢（Ⅰ－24－0910）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字伏木戸町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
泊左沢川（Ⅰ－24－0930）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字泊町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
田沢２の沢川（Ⅲ－24－002）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差陣屋１（Ⅰ－２－396－1434）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字陣屋町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差陣屋２（Ⅰ－２－397－1435）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字陣屋町、字南が丘（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差陣屋３（Ⅱ－２－276－1059）
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字陣屋町（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差陣屋４（Ⅰ－２－398－1436）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字陣屋町、字円山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差萩ノ岱（Ⅰ－２－400－1438）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字南が丘、字萩ノ岱（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差円山１（Ⅰ－２－401－1439）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字円山、字南が丘、字萩ノ岱（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差津花（Ⅰ－２－417－1455）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字津花町、字上野町、字橋本町、字茂尻町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差姥神（Ⅰ－２－419－1457）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字姥神町、字上野町、字本町、字中歌町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差泊２（Ⅰ－２－440－1478）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字泊町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差泊３（Ⅰ－２－441－1479）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字泊町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差尾山２（Ⅰ－２－443－1481）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字尾山町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

江差伏木戸（Ⅰ－２－447－1485）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字伏木戸町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差茂尻（Ⅱ－２－277－1060）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字茂尻町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
江差田沢２（Ⅱ－２－288－1071）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
港沢川（Ⅰ－24－0940）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡江差町字泊町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第６項、第９条第８項及び第９項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
別海中春別東町１（Ⅰ－９－162－2883）
2　解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
野付郡別海町中春別東町
3　土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
4　解除の理由
法第７条第１項及び第９条第１項に掲げる政令で定める基準に該当しない区域となったため

北海道告示第223号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

表の１二級河川紋別川の項図面の欄中「第６号図」を「第６号図の２」に改める。

北海道告示第224号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
Ａ重油（JIS　１種１号）（１リットル当たりの単価）　850,000リットル
2　落札を決定した日
令和４年２月24日
3　落札者の氏名及び住所
(1) 氏　名　札幌アポロ株式会社
(2) 住　所　札幌市中央区南５条西10丁目1015番地

4　落札金額
　81円00銭
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　令和４年１月14日付け北海道告示第25号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道出納局会計管理室調達課
(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目

公　　表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次の海岸について高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、同条第３項の規定により公表する。

令和４年３月29日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　海岸の名称
　北海道根室沿岸根室海岸、十勝釧路沿岸根室海岸
2　指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間
　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部土木局河川砂防課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて閲覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第６号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道空知総合振興局長　白　石　俊　哉

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　乗用自動車の交換　　１台
2　落札を決定した日
　令和４年１月20日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　株式会社ホンダカーズ札幌中央
(2)　住　所　　札幌市白石区南郷通３丁目南７－13
4　落札金額
　1,524,770円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　令和３年12月10日付け北海道空知総合振興局告示第29号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道空知総合振興局総務課
(2)　所在地　　岩見沢市８条西５丁目

北海道空知総合振興局告示第７号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道空知総合振興局長　白　石　俊　哉

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　入札番号１　複写機の賃貸借（60枚機）
(1)　調達をする物品等の名称
　複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）　一式（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）
(2)　調達台数及び調達予定枚数　　３台及び１月当たり69,901枚
2　落札を決定した日
　令和４年２月28日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　有限会社きたの
(2)　住　所　　美唄市大通西１条北１丁目１番27号
4　落札金額
(1)　３台１ヶ月当たりの単価　　18,600円
(2)　１枚当たりの単価　　0.9円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告

令和４年１月14日付け北海道空知総合振興局告示第２号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　北海道空知総合振興局総務課
⑵　所在地　　岩見沢市８条西５丁目

北海道胆振総合振興局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道胆振総合振興局長　谷　内　浩　史

1　落札に係る物品等の名称及び数量
⑴　落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）　一式
⑵　調達台数及び調達予定枚数
ア　入札番号１　１台及び１月当たり　6,000枚
イ　入札番号２　２台及び１月当たり　48,000枚
ウ　入札番号３　２台及び１月当たり　7,000枚
エ　入札番号４　１台及び１月当たり　7,000枚
2　落札を決定した日
令和４年２月25日
3　落札者の氏名及び住所
⑴　１の⑵のア、イ及びエ
ア　氏　名　　道南事務器株式会社
イ　住　所　　室蘭市中央町３丁目１番６号
⑵　１の⑵のウ
ア　氏　名　　サニー事務器株式会社
イ　住　所　　苫小牧市北光町４丁目３番８号
4　落札金額
⑴　１の⑵のア
ア　基本料金（１月当たり）　8,000円
イ　複写料金（１枚当たり）　1.64円
⑵　１の⑵のイ
ア　基本料金（１月当たり）　50,900円
イ　複写料金（１枚当たり）　1.07円
⑶　１の⑵のウ
ア　基本料金（１月当たり）　11,900円
イ　複写料金（１枚当たり）　2.01円
⑷　１の⑵のエ
ア　基本料金（１月当たり）　8,000円
イ　複写料金（１枚当たり）　1.51円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
令和４年１月28日付け北海道胆振総合振興局告示第２号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
⑴　名　称　　北海道胆振総合振興局総務課
⑵　所在地　　室蘭市海岸町１丁目４番１号

北海道オホーツク総合振興局告示第84号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道オホーツク総合振興局長　橋　本　智　史

1　落札に係る物品等の名称及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）　一式（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）
⑴　その１　１台及び１月当たり　21,500枚
⑵　その２　１台及び１月当たり　15,100枚
⑶　その３　１台及び１月当たり　4,100枚
⑷　その４　１台及び１月当たり　14,200枚
⑸　その５　１台及び１月当たり　モノクロ3,100枚、カラー7,500枚
⑹　その６　１台及び１月当たり　モノクロ3,500枚、カラー2,600枚
⑺　その７　１台及び１月当たり　モノクロ1,800枚、カラー2,000枚
⑻　その８　１台及び１月当たり　モノクロ13,400枚、カラー11,900枚
⑼　その９　１台及び１月当たり　モノクロ2,300枚、カラー1,600枚
2　落札を決定した日
令和４年２月25日
3　落札者の氏名及び住所
⑴　１の⑴、⑷及び⑸

ア　氏　名　　株式会社オフィスワン
イ　住　所　　網走市新町１丁目１番８号
(2)　１の(2)
ア　氏　名　　北日本事務機株式会社
イ　住　所　　北見市光西町167番地48
(3)　１の(3)及び(8)
ア　氏　名　　株式会社小柳中央堂
イ　住　所　　北見市卸町１丁目５－１
(4)　１の(6)及び(9)
ア　氏　名　　株式会社白野商店
イ　住　所　　紋別市本町２丁目１－23
(5)　１の(7)
ア　氏　名　　安田商事株式会社
イ　住　所　　斜里郡斜里町新光町31番地13
4　落札金額
(1)　その１　基本料金　23,000円
　　１枚当たりの単価　2.2円
(2)　その２　基本料金　25,000円
　　１枚当たりの単価　2.8円
(3)　その３　基本料金　24,000円
　　１枚当たりの単価　2.5円
(4)　その４　6,000円
　　１枚当たりの単価　１円
(5)　その５　基本料金　16,000円
　　１枚当たりの単価　モノクロ　2.5円
　　カラー　10円
(6)　その６　基本料金　19,800円
　　１枚当たりの単価　モノクロ　3.5円
　　カラー　18円
(7)　その７　基本料金　21,800円
　　１枚当たりの単価　モノクロ　3.5円
　　カラー　14.8円
(8)　その８　基本料金　22,000円
　　１枚当たりの単価　モノクロ　３円
　　カラー　15円
(9)　その９　基本料金　15,000円
　　１枚当たりの単価　モノクロ　3.5円
　　カラー　18円
5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
6　一般競争入札の公告
　令和４年１月14日付け北海道オホーツク総合振興局告示第２号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道オホーツク総合振興局総務課
(2)　所在地　　網走市北７条西３丁目

道　企　業　管　理　規　程

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和４年３月29日
北海道公営企業管理者　佐々木　誠　也

北海道企業管理規程第２号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第70条第２項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第10号までを１号ずつ繰り上げる。

第71条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

別表第１費用の表中

「報酬賃金」を、

「報酬」に、

別表第１固定資産の表中

「清水沢発電所改修工事口
発電監視制御システム改修工事口」を、

「清水沢発電所改修工事口」に、

改める。

別表第２費用の表中

「報酬賃金」を、

「報酬」に、

改める。

別表第６の表中

「賃金　雇入れのとき　雇入れようとする期間又は時間に係る額　雇入れ決定書」を削る。

第16号様式中「受領印」を「受領」に改める。

第25号様式中「納入場所　拓銀　本・支店　道銀　本・支店」　を「納入場所　北洋銀行　本・支店　北海道銀行　本・支店」に改める。

第27号様式第１葉中「㊞」を削り、同葉末尾欄外注の事項中「注」を「注１」に改め、同事項の次に次のように加える。

２　「取扱者」欄は、現金を領収した企業出納員等が記名又は押印をすること。

第27号様式第２葉及び第３葉中「㊞」を削る。

第30号様式表面中

「収入印紙　㊞
委　任　状
裏面金額の受取を　　に委任しました。
年　月　日
氏　名　　㊞」を

「委　任　状
（代人氏名）
裏面金額の受取を　　に委任しました。
年　月　日
（委任者）　氏　名」に改め、

同様式表面〈御注意〉５中「書き、印を押し」を「記入し」に改め、同様式表面〈御注意〉６中「書き印を押し」を「記入し」に改める。

「　　「

第30号様式裏面中「収入印紙　㊞」を「収入印紙」に、

「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、同様式注中「氏名を書き請求書に押した印と同一の印を押し」を「日付及び氏名を記入し」に、「人の記名押印をし」を「者の氏名を記入し」に改める。

第36号様式第１葉及び第２葉中「㊞」を削る。

第37号様式第１葉及び第２葉中「㊞」を削る。

第42号様式第１葉中「㊞」を削り、同葉末尾欄外に次の２事項を加える。

注１　「一括供用」欄は、物品を受領した者が記名又は押印をすること。

２　「記帳」欄は、帳簿等を整理した者が記名又は押印をすること。

第43号様式中「㊞」を削り、同様式末尾欄外注中３の事項を５の事項とし、２の事項の次に次の２事項を加える。

３　受入後、一括して直ちに物品出納員に払い出す場合は、「一括供用」欄に物品を受領した者が記名又は押印をすること

４　「記録」欄は、帳簿等に記録した者が記名又は押印をすること。

第44号様式第2葉中「印」を削る。

第45号様式中「印」及び「㊞」を削る。

第49号様式中「㊞」を削る。

第50号様式中「印」を削る。

第51号様式中「㊞」を削る。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道企業局財務規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の北海道企業局財務規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月29日

北海道公営企業管理者　佐々木　誠　也

北海道企業管理規程第３号

北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程

北海道営工業用水道供給規程（昭和42年企業管理規程第７号）の一部を次のように改正す

る。

第24条を次のように改める。

（書類の提出）

第24条　この規程に基づき管理者に提出する書類は、所管する工業用水道管理事務所を経由して提出するものとする。

２　提出する書類は、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

別記第１号様式、別記第３号様式、別記第５号様式、別記第７号様式、別記第９号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式から別記第15号様式までの規定中「印」を削る。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道企業局財務規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の北海道企業局財務規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

道病院事業管理規程

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月29日

北海道病院事業管理者　鈴　木　信　寛

北海道病院事業管理規程第１号

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項及び第５項中「係又はグループ」を「係」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

緑ケ丘病院地域連携室相談支援科長	緑ケ丘病院地域連携室地域連携科長

道監査委員告示

北海道監査委員告示第２号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月29日

北海道監査委員　佐々木　俊　雄
北海道監査委員　稲　村　久　男
北海道監査委員　深　瀬　　聡
北海道監査委員　佐　藤　　敏

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成８年北海道監査委員告示第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表中

「

監査参事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。

」

を、

「

担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（事務局長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。

」

に改める。

第９条第２項中「監査参事は」を「担当課長は」に、「当該監査参事」を「当該担当課長」に、「あらかじめ課長」を「あらかじめ事務局長」に改める。

別表第３中

「

次長の決裁事項	総括監査課長	監査参事

」

を

「

次長の決裁事項	総括監査課長	担当課長

」

に、

「

課長の決裁事項	課長の指定する主幹、監査主幹又は技術主監	課長の指定する主査又は監査主査
監査参事の決裁事項	監査参事の指定する監査主幹	監査参事の指定する監査主査

」

を

「

課長の決裁事項	課長の指定する主幹、監査主幹又は技術主監(担当課長が置かれている課にあっては、当該担当課長の主管する事務については当該担当課長)	課長の指定する主査又は監査主査（担当課長が置かれている課にあっては、担当課長の主管する事務については当該担当課長の指定する監査主幹)
担当課長の決裁事項	担当課長の指定する監査主幹	担当課長の指定する監査主査

」

に改める。

附　則

1　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

2　施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総括監査課監査参事	総括監査課特別監査担当課長

道　監　査　委　員　公　表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第５項の規定により実施した令和３年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/）から閲覧することができる。

令和４年３月29日

北海道監査委員　佐々木　俊　雄
北海道監査委員　稲　村　久　男
北海道監査委員　深　瀬　　聡
北海道監査委員　佐　藤　　敏

道　公　安　委　員　会　規　則

北海道公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道公安委員会委員長　小　林　ヒサヨ

北海道公安委員会規則第５号

北海道公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会審査請求手続規則（平成28年北海道公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の１項を加える。

5　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第38条第１項の規定による交付を北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第４号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請して受ける場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請により得られた納付情報により納付することができる。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月29日

北海道公安委員会委員長　小　林　ヒサヨ

北海道公安委員会規則第６号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表４中

「

一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで

」

を

「

一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで
一般国道228号	北斗市茂辺地853番１から上磯郡木古内町字大平20番１まで

」

に、

「

道道　旭川環状線	旭川市緑が丘南５条２丁目57番14地先から旭川市西御料５条１丁目63番９地先まで

」

を

「

道道　旭川環状線	旭川市緑が丘南５条２丁目57番14地先から旭川市西御料５条１丁目63番９地先まで

道道　旭川環状線	旭川市神居町雨粉129番地先から旭川市緑が丘南５条２丁目２番地先まで

」

に、

「

市道　寿町２丁目４条通線	室蘭市寿町２丁目50番２地先から室蘭市寿町２丁目392番地先まで

」

を

「

市道　寿町２丁目４条通線	室蘭市寿町２丁目50番２地先から室蘭市寿町２丁目392番地先まで
市道　新川線	札幌市北区新川１条６丁目から札幌市北区新川２条７丁目まで
市道　八軒21号線	札幌市西区八軒５条西８丁目から札幌市北区新川１条６丁目まで
市道　八軒50号線	札幌市西区八軒５条西８丁目から札幌市西区発寒10条２丁目まで
市道　東発寒５号線	札幌市西区発寒５条３丁目から札幌市西区発寒10条２丁目まで
市道　南発寒線	札幌市西区発寒５条３丁目から札幌市西区発寒２条５丁目まで
市道　発寒線	札幌市西区西町南７丁目から札幌市西区発寒２条５丁目まで
市道　北５条線	札幌市中央区北５条東２丁目から札幌市中央区北５条西１丁目まで
市道　東２丁目線	札幌市中央区北５条東２丁目から札幌市中央区北７条東２丁目まで
市道　北７条線	札幌市中央区北７条東２丁目から札幌市中央区北７条西１丁目まで

」

に、

「

町道　中斜里東１線道路	斜里郡斜里町字川上から斜里郡斜里町字中里21番地まで

」

を

「

町道　中斜里東１線道路	斜里郡斜里町字川上から斜里郡斜里町字中里21番地まで
町道　下美生北一線	河西郡芽室町東芽室北１線24地先から河西郡芽室町東芽室北１線40地先まで

」

に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

道　警　察　本　部　告　示

北海道警察本部告示第157号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月29日

北海道警察本部長　扇　澤　昭　宏

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和62年北海道警察本部告示第58号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「含む。）に拘置されている期間」の次に「、被留置受刑者として留置施設に留置されている期間」を、「監置場」の次に「（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）」を加える。

第８条第５項中「消滅」を「喪失」に改める。

別記第１号様式中「㊞」を削り、

「

注１　この報告書には、現認証明書又は事実調査書、医師の診断書、現場見取図その他認定に必要な　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	５年

注１　この報告書には、現認証明書又は事実調査書、医師の診断書、現場見取図その他認定に必要な　」

に改める。

別記第２号様式その３中「18歳未満の子」を「18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子」に、「18歳未満の孫」を「18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫」に、「18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹」を「18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹」に改める。

別記第３号様式その１中「㊞」を削り、

「

※　受理 年　月　日	※　決定 年　月　日	※　決定金額 円

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

※ 受 理 年 月 日	※ 決 定 年 月 日	※ 支 払 年 月 日	※ 決定金額 円

20	80	150	協力援助関係	5年

注1　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中３の事項を削り、４の事項を３の事項とし、５の事項を４の事項とし、同様式注６の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注５の事項とする。

別記第３号様式その２から別記第３号様式その４までの規定中「㊞」を削る。

別記第４号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

9 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

9 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者		※支　払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		
	その他			※決定金額	円

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項とする。

別記第４号様式の２中

「　介護給付請求書

請求回数　第　回

（給付を実施する者） 北海道警察本部長　殿 下記のとおり介護給付を請求します。	請求年月日　年　月　日 （請求者） 住　所 氏　名　㊞

」

を

「　介護給付請求書　（表面）

請求回数　第　回

（給付を実施する者） 北海道警察本部長　殿 下記のとおり介護給付を請求します。	請求年月日　年　月　日 （請求者） 住　所 氏　名

」

に、

「

12 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

12 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者		※支　払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		
	その他			※決定金額	円

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中３の事項を削り、４の事項を３の事項とし、５の事項を４の事項とし、６の事項を５の事項とする。

別記第５号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

7 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

7 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日			
		□普通預金	□当座預金					
		口座番号		※決定	年　月　日			
		預金名義者		※支払	年　月　日			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店					
	その他			※決定金額	円			
				20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、同様式（裏面）記入上の注意事項３の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項２の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項３の事項とする。

別記第６号様式中「㊞」を削り、

「

5 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

5 送	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
金先		預金名義者		※支払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店		
	その他			※決定金額	円
				20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式記入上の注意事項中３の事項を削り、４の事項を３の事項とする。

別記第７号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

6 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

6 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日			
		□普通預金	□当座預金					
		口座番号		※決定	年　月　日			
		預金名義者		※支払	年　月　日			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店					
	その他			※決定金額	円			
				20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項３の事項とする。

別記第８号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

7 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

7 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号		※支払	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中３の事項を削り、４の事項を３の事項とし、５の事項を４の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項７の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項とする。

別記第10号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

10 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号			
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

10 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号		※支払	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項３の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項とする。

別記第11号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

9 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号			
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

9 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号		※支払	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項とする。

別記第12号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

10 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号			
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

10 送	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決定	年　月　日
		口座番号			

金先		預金名義者		※支　払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中３の事項を削り、４の事項を３の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項を同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項７の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項６の事項とする。

別記第13号様式その３中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

別記第14号様式中「㊞」を削り、

「

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、同様式注４の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注３の事項とする。

別記第15号様式中「㊞」を削り、

「

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式注５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注４の事項とする。

別記第16号様式中「㊞」を削り、

「

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式注５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注４の事項とする。

別記第20号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

5送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　　支店	※決定金額	円
	その他				

」

を

「

5送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金	※決　定	年　月　日
		口座番号			
		預金名義者		※支　払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

」

に改め、同様式（裏面）記入上の注意事項中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式（裏面）記入上の注意事項５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式（裏面）記入上の注意事項４の事項とする。

別記第21号様式中「㊞」を削り、

「

7送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　　支店	※受　理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決　定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　　支店	※決定金額	円
	その他				

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

7 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者		※支払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、５の事項を４の事項とし、同様式注６の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注５の事項とする。

別記第22号様式中「㊞」を削り、

「

6 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

6 送金先	振込み	振込先金融機関名	銀行　支店	※受理	年　月　日
		□普通預金	□当座預金		
		口座番号		※決定	年　月　日
		預金名義者		※支払	年　月　日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行　支店	※決定金額	円
	その他				

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式注５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注４の事項とする。

別記第24号様式中「㊞」を削り、

「

注１　請求者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　申請者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、３の事項を２の事項とし、４の事項を３の事項とし、同様式注５の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注４の事項とする。

別記第25号様式中「㊞」を削り、

「

注１　申請者は、※印の欄には記入しないでください。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	5年

注１　申請者は、※印の欄には記入しないでください。　」

に改め、同様式注中２の事項を削り、同様式注３の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注２の事項とする。

別記第26号様式（表面）中「㊞」を削り、

「

注１　報告者は、※印の欄には記入しないでください。
　２　氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
　３　療養・傷病・障害については、いずれかを○で囲んでください。
　４　「７　日常生活の概況」の欄には、過去１年間について記入してください。
　５　規格は、日本工業規格Ａ列４番縦長としてください。　」

を

「

20	80	180	協力援助者現状報告書	5年

注１　報告者は、※印の欄には記入しないでください。
　２　療養・傷病・障害については、いずれかを○で囲んでください。
　３　「７　日常生活の概況」の欄には、過去１年間について記入してください。
　４　この報告書には、現状を証明する書類を添付してください。
　５　規格は、Ａ列４番縦長としてください。　」

に改め、同様式（裏面）中「㊞」を削る。

別記第27号様式中「㊞」を削り、

「

注１　報告者の氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
２　「２　遺族給付年金受給資格者」の欄の障害とは、身体若しくは精神に規則に定める７級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいいます。
３　「２　遺族給付年金受給資格者」の欄については、所要事項を記入の上有無のいずれかを○で囲んでください。
４　規格は、日本工業規格Ａ列４番縦長としてください。　」

を

「

20	80	180	協力援助者現状報告書	５年

注１　「２　遺族給付年金受給資格者」の欄の障害とは、身体若しくは精神に規則に定める７級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいいます。
２　「２　遺族給付年金受給資格者」の欄については、所要事項を記入の上有無のいずれかを○で囲んでください。
３　この報告書には、現状を証明する書類を添付してください。
４　規格は、Ａ列４番縦長としてください。　」

に改める。

別記第28号様式中「㊞」を削り、

「

注１　申請者の氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。　」

を

「

20	80	150	協力援助関係	５年

注１　申請者の氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。　」

に改め、同様式注中１の事項を削り、２の事項を１の事項とし、３の事項を２の事項とし、同様式注４の事項中「日本工業規格Ａ列４番縦長」を「Ａ列４番縦長」に改め、同事項を同様式注３の事項とする。

別記第30号様式から別記第33号様式までを次のように改める。

別記第30号様式（第22条関係）

災　害　給　付　記　録　簿

No.　　（表面）

1　協力援助者	8　災害発生の状況とその原因	9　給付基礎額
住　所 氏　名 年　月　日生（　歳）		円
2　協力援助を受けた者 所　属 階　級 氏　名		10 障害給付：第　級　□加重　□併給繰上げ　□準用 □年金　□一時金　金額　円 年　月　日　□支給決定　□支払
3　負傷又は発病の年月日 年　月　日		11 遺族給付：□年金　□一時金　金額　円 年　月　日　□支給決定　□支払
4　傷病名又は傷病の部位		受給権者：氏名／続柄
5　傷病の治癒年月日 年　月　日		12 葬祭給付：金額　円　年　月　日支払
6　死亡年月日 年　月　日		葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係
7　認定通知年月日 年　月　日		

20	80	190	協力援助災害給付記録簿	長期

（裏面）

年度	協力援助者

13 療養給付			14 休業給付			15 介護給付			備考
支払年月日	日数	金額	支払年月日	日数	金額	支払年月日	支給に係る月	金額	

年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
年　月　日	日	円	年　月　日	日	円	年　月　日		円	
本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円	本年度までの累計		円	

注　規格は、A列４番縦長とする。

別記第31号様式（第22条関係）

傷　病　給　付　年　金　記　録　簿

№

（表面）

			災害給付記録簿番号　第　　号
1　年金証書の番号　第　　号	7　傷病給	年　月から	（給付基礎額）（倍数） ×　＝　円
2　受給権者の氏名 （　年　月　日生）		年　月から	×　＝　円
3　住所			

4　傷等病級	第　級（　年　月　日決定）	付年金の額	年　月から	×　＝　円
	第　級（　年　月　日決定）		年　月から	×　＝　円
	第　級（　年　月　日決定）		年　月から	×　＝　円
5　支給開始年月	年　月			
6　傷病の名称、部位及びその状態		備　考		

20	80	200	協力援助傷病給付年金記録簿	長期

（裏面）

8　支給に係る月	9　支払年月日	10　支払金額	備　考
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	

年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
累　計		円	

注　規格は、A列４番縦長とする。

別記第32号様式（第22条関係）

障　害　給　付　年　金　記　録　簿

No.

（表面）

災害給付記録簿番号　第　号

1　年金証書の番号　第　号	6 障害給付年金の額	年　月から	（給付基礎額）（倍数） ×　＝　円
2　受給権者の氏名 （　年　月　日生）		年　月から	×　＝　円
		年　月から	×　＝　円
3　住所	7　障害の部位及びその状態		
4 障害等級　第　級（　年　月　日決定）	備　考		
第　級（　年　月　日決定）			
第　級（　年　月　日決定）			
5　支給開始年月　年　月			

20	80	210	協力援助障害給付年金記録簿	長期

（裏面）

8　支給に係る月	9　支払年月日	10　支払金額	備　考
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
年　月～　年　月分	年　月　日	円	
累　計		円	

注　規格は、A列４番縦長とする。

別記第33号様式（第22条関係）

遺　族　給　付　年　金　記　録　簿

No.

（表面）

災害給付記録簿番号　第　号

1				協力援助者	受給権者と	年金証書の

遺族給付年金受給資格者	氏名	生年月日	住所	との続柄	なった年月日	その事由	番号

2 遺族給付年金の額		(給付基礎額)	(倍数)	
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円
	年　月から	×	=	円

20	80	220	協力援助遺族給付年金記録簿	長期

(裏面)

3 受給権者氏名	4 支給に係る月	5 支払年月日	6 支払金額	備考
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
	年　月～　年　月分	年　月　日	円	
累計			円	

注　規格は、A列４番縦長とする。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

北海道警察本部告示第158号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道警察本部長　扇　澤　昭　宏

1　落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1)　自動車ガソリン（JIS１号）（１リットル当たりの単価）　97,000リットル

(2)　自動車ガソリン（JIS２号）（１リットル当たりの単価）　700,000リットル

(3)　軽油（JIS各号）（１リットル当たりの単価）　74,000リットル

(4)　ガソリンエンジン用オイル（ＳＮ級以上のマルチグレードタイプ）（１リットル当た

りの単価）　3,500リットル
(5)　ディーゼルエンジン用オイル（ＣＦ級以上のマルチグレードタイプ）（１リットル当たりの単価）　800リットル
2　落札者を決定した日
令和４年３月11日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　北日本石油株式会社
(2)　住　所　　東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目28－５
4　落札金額
(1)　186円
(2)　174円
(3)　161円
(4)　1,500円
(5)　1,300円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
令和４年１月25日付け北海道警察本部告示第35号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道警察本部総務部装備課
(2)　所在地　　札幌市中央区北２条西７丁目

道警察方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和４年３月29日

北海道警察北見方面本部長　尾　辻　英　一

1　落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1)　自動車用ガソリン（JIS１号）（１リットル当たりの単価）　44,200リットル
(2)　自動車用ガソリン（JIS２号）（１リットル当たりの単価）　130,200リットル
(3)　軽油（JIS特１号、１号、２号、３号及び特３号）（１リットル当たりの単価）　9,900リットル
2　落札を決定した日
令和４年３月14日
3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　北日本石油株式会社
(2)　住　所　　東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目28番５号
4　落札金額
(1)　181.00円
(2)　170.00円
(3)　158.00円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
令和４年１月25日付け北海道警察北見方面本部告示第１号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道警察北見方面本部会計課
(2)　所在地　　北見市青葉町６番１号